

## 憲法改悪のための国民投票法案に断固反対する決議

- 1 与党は、今月中にも国民投票法案を国会に提出しようとしている。国民投票法制定の動きは、憲法の基本原理を根底から覆し憲法改悪を強行突破しようとする策動に他ならないのであって、断じて許されない。一方、民主党も対案を提出するなどとしているが、その目的は憲法改悪に他ならないのであって、これも到底容認できるものではない。
- 2 自民党「新憲法草案」は、前文の不戦の決意も平和的生存権の保障も削除し、9条2項の戦力不保持の規定を削除し、新たに9条の2を規定して「自衛軍」を創設することを明記した。これは日本が正規の軍隊を持つことを認め、集団的自衛権の行使に道を開くとともに、アメリカが行う先制攻撃に日本を積極的に加担させようとするものである。憲法がかかげる非軍事、平和主義を真っ向から否定し、日本を「海外で戦争する国」とするものにほかならない。また、草案は、公益を国民の人権に優先させ、個人の尊重の原理をも無視するものであって、弱肉強食の格差社会を拡大させるものと言わざるを得ない。

本来、憲法の基本原理を根底から破壊するような改憲は許されるものではない。しかも、国民の願いは、憲法の平和主義の実現にある。大多数の国民は、日本をアメリカとともに「海外で戦争する国」とすることなど望んでいないのである。

にもかかわらず、国民の意思に反し、憲法改悪を実現するための手続法として策定されようとしているのが国民投票法案である。

- 3 国民投票法案の内容は、主権者である国民から改憲案の内容を遠ざけ、国民の意思を反映させないものとなっている。  
国民投票法案は、公務員や教育者による国民投票運動を大幅に規制している。また、法案は、両議院の議長に政党の無料の意見広告の基準を策定する権限を与え、憲法改正案広報協議会が憲法改正案の周知広報の権限を持つことを認めている。両議院の議長は議会の多数派から選任されるものであるし、広報協議会は国会の各会派の所属議員数をふまえて選任されるため、改憲派の宣伝のみが氾濫するおそれがある。さらに、国会の発議から国民投票までの期間が短いなど、国民投票法案は、国民が改憲案の内容を知り、十分に議論し検討する機会を奪う内容となっている。国民の意思を著しく歪める一括投票に道を開く危険もある。加えて、国民の過半数の賛成という要件についても有効投票数の過半数という最も緩やかな基準を採用し、投票率の制限すら設けていない。このような基準では、国民のごく一部の賛成で改憲に至るという極めて不合理な結果を招くおそれがあると言わざるを得ない。

- 4 このように国民投票法案の内容は国民主権原理とかけ離れた内容となっている。国民投票法案の真のねらいは、日本をアメリカとともに「海外で戦争する国」とするため、国民の目と耳をふさぎ、口を封じ、「改憲」を実現することにあると言わざるを得ない。

自由法曹団は、憲法改悪を目的とする国民投票法案の国会への提出に断固反対し、国民投票法案の成立を阻止するため全力を尽くすことを決意するものである。

2006年5月22日  
自由法曹団札幌研究討論集会